安全管理システム

任意 ISM 審査の案内

（船舶管理会社用）

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会
船舶管理システム部

令和 6 年 11 月（第 11 版）

改　訂　記　録

日 付	版	主な変更点
2000 年 11 月 (平成 12 年)	初版	2000 年(平成 12 年)8 月 1 日規則制
2001 年 3 月 (平成 13 年)	第 2 版	会社審査申込及び実施を支部に移す。会社審査申込書への添付文書、 マニュアル変更の取扱を明確化した。
2002 年 8 月 (平成 14 年)	第 3 版	改正 ISM コード発効に伴う改正。
2003 年 11 月 (平成 15 年)	第 4 版 (H.P.)	重大な不適合を格下げした後に残った不適合(DNC)に対しては、3 ヶ月以内に現地で臨時審査を実施することとなった。その他の不適合に 対しては、是正計画書の提出を求めることとなった。
2004 年 2 月 (平成 16 年)	第 5 版 (H.P.)	重大な不適合が発見され場合の処理方法及び不適合に対する是正計 画書作成の詳細説明を追加した。
2005 年 12 月 (平成 17 年)	第 6 版 (H.P.)	1.IACS ガイダンスの変更に伴い審査基準時間を変更した。 2.船舶審査の申込書添付物に国籍証書の写しを追加した。 3.任意 SMC を 1 年間持たない会社の任意 DOC は失効となった。
2007 年 7 月 (平成 19 年)	第 7 版 (H.P.)	1.バルクキャリアの定義を簡素化、明確化した。 2.船舶審査のための予備調査表を審査申込書と同時提出とした。
2010 年 7 月 (平成 22 年)	第 8 版 (H.P.)	改正 ISM コード発効に伴う改正。
2012 年 7 月 (平成 24 年)	第 9 版 (H.P.)	審査のための予備調査表を廃止した。会社の定期的審査では、本会以外発行の SMC で運航している船舶のリストを提出願うこととした。
2022 年 2 月 (令和 4 年)	第 10 版 (H.P.)	電子記録書の運用開始に伴う変更。
2024 年 11 月 (令和 6 年)	第 11 版 (H.P.)	新・審査記録書システムリリースに伴う CAP 提出の仕様変更。

注：H.P.はホームページに掲載だけ、小冊子の発行なし。

本会ホームページ（www.classnk.or.jp）

業務サービス ⇒ 条約関連 ⇒　安全管理システム（ISM）

本会各支部又は事務所の所轄範囲については

本会が半年毎に発行しております“DIRECTORY”をご覧下さい。
(なお、DIRECTORY は、上記ホームページから最新版が取り出せます)

この『任意 ISM 審査の案内』に関するお問合せは、下記にお願い致します。
一般財団法人 日本海事協会　　船舶管理システム部
電話：03-5226-2173 / Fax：03-5226-2174
e-mail：smd@classnk.or.jp

目次

はじめに.....1
1　適用.....2
1.1　適用.....2
1.2　審査の実態.....2
1.3　対象となる船舶の種類.....2
1.4　バルクキャリアの定義.....2
2　証書.....2
2.1　会社に発行される証書.....2
2.2　船舶に発行される証書.....3
2.3　証書の取扱い.....4
3　審査.....5
3.1　審査の基準日.....5
3.2　審査の種類と実施時期.....6
3.3　審査の申込み.....7
4　会社の審査.....9
4.1　会社の初回審査.....9
4.2　「仮適合認定書」発行のための審査.....9
4.3　会社の年次審査.....10
4.4　会社の更新審査.....10
4.5　会社の名称・住所が変更される場合.....10
4.6　会社の臨時審査.....10
5　船舶の審査.....10
5.1　船舶の初回審査、中間審査 及び 更新審査.....10
5.2　「仮船舶安全管理認定書」発行のための審査.....11
5.3　船舶の臨時審査.....11
5.4　審査時間が十分に取れなかった場合の取扱い.....11
6　不適合の指摘と是正処置(会社審査・船舶審査共通).....11
6.1　不適合の指摘と是正措置について.....12
6.2　重大な不適合(MNC)への対応について.....12
6.3　不適合(NC)への対応について.....12
6.4　是正計画書(CAP)の作成要領.....13

略語の説明

ISM コード： 国際安全管理コード (International Safety Management (ISM) Code)

正式名称は「船舶の安全航行及び汚染防止のための国際管理コード」(International Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution Prevention)で、IMO 決議 A.741(18)で 1993 年 11 月 4 日に採択され、SOLAS 第IX章に取入れられました。
同コードは、その後何度か改正がありましたが、最新の改正は 2008 年 12 月 4 日に採択 され、2010 年 7 月 1 日から発効しています。

NKDOC：会社の SMS の本会「安全管理システム登録原簿」への登録を証明する証書

NKSMC： 船舶の SMS の本会「安全管理システム登録原簿」への登録を証明する証書

SMS： 安全管理システム（Safety Management System）

用語の定義

「重大な不適合」: 人または船舶の安全に重大な脅威、或いは環境に対し重大な危険を生じさせ、かつ直ちに是正措置を講じなければならないような明確な違反、もしくは ISM コードの要求事項が効果的に、かつ組織的に実行されていないことを云います。

「重大な不適合を格下げ(Downgrade)した後に残った不適合」：文中「DNC」と表記します

「不適合」: 規定要求事項を満たしていない事を示す客観的証拠が実証されたことをいいます。言い換えますと、会社の SMS、ISM コード、条約、関連規則の規定要求項目を満たしていない客観的証拠が発見された場合は、「不適合」となります。

「オブザベーション」： 安全管理審査中に現認され、かつ、客観的証拠により裏付けられた事実の記述を云います。また、SMS を参照して審査員が作成した報告で、もし是正されないと将来不適合に至るかも知れない SMS の弱点又は潜在的欠陥でも良いことになっています。

「審査基準日」：適合認定書或いは船舶安全管理認定書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいいます。

はじめに

1980 年代以降多発した重大海難事故を契機として、船舶の安全 運航の確保と海洋環境の保護のためには、陸上の管理部門と船舶 を統合した全社的、且つ組織的な業務活動が不可欠であるとして 船舶管理の基礎となる ISM コードが国際海事機関（IMO）において採択され、海上人命安全条約（SOLAS）の第 IX 章として取り 入れられ、1998 年 7 月 1 日から強制化されました。つまり、SOLAS 条約が適用される船舶及び その船舶管理会社は、ISM コードの目的にそった安全管理システムを構築し、文書化し、実施 し、維持したうえで旗国政府の審査を受け、証書を取得して、会社及び船舶に証書を備え置か なければ、国際航海に従事できないことになりました。

海上人命安全（SOLAS）条約を適用する必要のない船舶及びその管理会社については、ISM コードの適用は求められていないわけですが、近年国内荷主の一部が安全運航体制の確立を内航事業者に求め、用船の条件として ISM コードに準拠した認証の取得を求める動きが顕著になってまいりました。このため国土交通省及び本会（以下、NK といいます。）に関係船主殿から多くのお問い合わせ及びご要望が寄せられました。

これらのご要望に応えて、SOLAS 条約が適用されない船舶及びその管理会社を対象として、NK は、「国際航海に従事しない船舶または総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則」（以下、「任意 ISM 規則」といいます。）を制定し、平成 12 年 8 月 1 日より施行しました。

NK は、従来から内航船に対して、ボランタリーの ISM 認証を行ってまいりましたが、任意 ISM 規則制定のための検討を国土交通省とともに行ない、国土交通省と NK で「制度」、「ISM コード規定要求事項の解釈」及び「認証基準」について統一を図りました。

船舶審査に関しては、NK は NK 船級船のみ審査を行い、JG 船は JG が船舶審査を行ないます。JG・NK 船両方を管理する会社については、JG・NK のいずれかが審査を行い「適合認定書」（会社に発行される証書）を発行します。なお、原則として認定書取得予定船が多い方に会社審査を申込んで下さい。

本冊子は、任意 ISM 認証に係る証書の取得と維持について本会の規則を解説したものです。

注： SOLAS 条約の適用を受ける船舶及びその管理会社については、本冊子とは別に本会が発行している「安全管理システム審査の案内」をご参照下さい。

なお、本会はサービスの電子化を進めており、2022 年 1 月 30 日より、船舶審査行ったのち提供する審査記録書は電子的に発行され、会社に送付されます。

任意 ISM 審査の案内(第 10 版)

1.　適用

1.1　適用

本会船級船のうち、条約適用船以外の船舶（国際航海に従事しない船舶または総トン数 500 トン未満の船舶）及び当該船舶の運航に責任を有する船舶管理会社の安全管理システムが対象となります。ただし、旅客船及び高速旅客船は除きます。

1.2　審査の実施 会社からの申込みにより、
審査を行います。

1.3　対象となる船舶の種類

審査の対象となる船舶の種類は、海上人命安全条約第 IX 章に準拠しますが、各船種に対応する国内法は以下のとおりです。（前述のとおり本会は旅客船及び高速旅客船の審査は行いません。）

バルクキャリア：	船舶区画規定 1 条の 5
タンカー：	海防法 3 条 9 号
液体化学薬品はら積船：	危険物船舶運送及び貯蔵規則 257 条
液化ガスばら積船：	危険物船舶運送及び貯蔵規則 142 条
高速貨物船：	安全法施行規則 13 条の 4 第 1 項
海底資源掘削船：	安全法施行規則 1 条 4 項
その他の貨物船：	（上記以外の貨物船）

1.4　バルクキャリアの定義「バルクキャリア」と「その他の貨物船」との区分が、分かり難いと思いますが、NK 船の
場合、乾貨物をばら積みする貨物船で、船級付記に「ESP」のある船舶は、ISM コードの 適用上「バルクキャリア」であり、船級付記に「ESP」のないものは「その他の貨物船」です。

2.1 会社に発行される証書

「適合認定書」、「NKDOC」及び「仮適合認定書」の 3 種の書があります。

2.1.1 「適合認定書」

(1)　「適合認定書」の発行：

-1　初回審査または更新審査において「重大な不適合」がないことを条件に、会社実地審査を実施した本会支部または事務所（以下「NK 支部」と云います)で発行されます。

-2　初回審査または更新審査において「不適合」があった場合は、定められた期限内（最大 3 ヶ月）の「是正」に会社が同意することが発行の条件となります。（期限内に是正されなかった場合、「適合認定書」は失効します。）

(2) 「適合認定書」の有効期間：
会社年次審査が審査基準日の前後 3 ヶ月以内に行われることを条件として、初回審査の場合、審査終了日から、更新審査の場合、旧証書の有効期間満了日の翌日から 5 年間有効です。ただし、更新審査が旧証書の有効期間満了日の 3 ヶ月前以前に終了した場合は、審査の終了日から 5 年間有効となります。

(3) 「適合認定書」の保管場所：　「適合認定書」の原本は会社に保管して下さい。管理船には「適合認定書」の写しを送付して下さい。

2.1.2 NKDOC (Document of Compliance)

(1) NKDOC の発行：　NK「安全管理システム登録原簿」への登録を証明する証書として、会社に対して NK 本部より発行される証書です。

(1)NKDOC の発行：

(2) NKDOC の有効期間：　「適合認定書」と同じです。

(3) NKDOC の保管場所：　NKDOC の原本は会社に保管して下さい。管理船に NKDOC の写しを配布する必要はありません。

2.1.3 「仮適合認定書」

「仮適合認定書」は、必ず取得しなければならないものではありません。

「適合認定書」発行の条件の一つに、「3 ヶ月以上の安全管理システム（SMS）の運用」がありますが、「仮適合認定書」発行の際は「3 ヶ月以上の SMS の運用」は必要条件ではありません。

(1) 「仮適合認定書」の発行： 下記のいずれかに該当する場合、「仮適合認定書」発行のための審査を申し込むことができます。

1. 会社が安全管理システム（SMS）を新規に運用する場合
2. 会社が新しく設立された場合
3. 現有の「適合認定書」に記載のない船種に会社の SMS を適用しようとする場合

(2) 「仮適合認定書」の有効期間：
審査終了の日より 12 ヶ月間有効です。

(3) 「仮適合認定書」の保管場所： 「仮適合認定書」の原本は会社に保管し、本船には「仮適合認定書」の写しを保管
して下さい。

(注)「仮適合認定書」の下では、「仮船舶安全管理認定書」発行のための船舶審査のみ申込み可能です。ご注意下さい。

2.2　船舶に発行される証書

「船舶安全管理認定書」、「NKSMC」及び「仮船舶安全管理認定書」の 3 種の証書があります。

2.2.1　船舶安全管理認定書

(1) 「船舶安全管理認定書」の発行：

1.船舶初回審査または更新審査において「重大な不適合」がないことを条件に NK 支部から「船舶安全管理認定書」が発行されます。

2.船舶の初回または更新審査において「不適合」があった場合は、定められた期限内（最大 3 ヶ月）の「是正」に合意することが発行の条件となります。（期限内に是正されなかった場合、「船舶安全管理認定書」は失効します。）

(2) 「船舶安全管理認定書」の有効期間：
2 年目と 3 年目の審査基準日の間に中間審査が行われることを条件として、初回審査の場合は審査終了日から、更新審査の場合は旧証書の有効期間満了の翌日から 5 年間有効です。ただし、更新審査が旧証書の有効期間満了日の 3 ヶ月前以前に終了した場合は、審査の終了日から 5 年間有効となります。

(3) 「船舶安全管理認定書」の保管場所： 「船舶安全管理認定書」の原本は本船に保管し、会社には「船舶安全管理認定書」 の写しを保管して下さい。

2.2.2 NKSMC (Safety Management Certificate)

(1) NKSMC の発行：　会社が希望する場合、国際航海に従事する 500 トン未満の船舶

に対し、全て英文で記載した NKSMC を NK 本部で発行します。この場合、審査終了時に、有効期間 5 ヶ月の短期 NKSMC を NK 支部で発行します。

(2) NKSMC の有効期間： 「船舶安全管理認定書」と同じです。

(3) NKSMC の保管場所： NKSMC の原本は管理船に保管し、会社には写しを保管して下さい。

2.2.3 「仮船舶安全管理認定書」

「船舶安全管理認定書」発行の条件の一つに 3 ヶ月以上の SMS の運用がありますが、「仮船舶 安全管理認定書」の発行の際は「3 ヶ月以上の SMS の運用」は必要条件ではありません。

(1) 「仮船舶安全管理認定書」の発行：
審査員が後述 5.2 に基づく審査を本船上で実施し、不適合が認められなかった場合に発行されます。

(2) 「仮船舶安全管理認定書」の有効期間：
起算日より 12 ヶ月間有効です。

(注)「起算日」とは次のような日をいいます。
新造船の引き渡しの日／管理会社が変更された日／新しい船種の船舶の管理を始める日／船種が変更された日（改造など）

(3) 「仮船舶安全管理認定書」の保管場所： 「仮船舶安全管理認定書」の原本は本船に保管し、会社には「仮船舶安全管理認定書」の写しを保管して下さい。

2.3 証書の取り扱い

2.3.1 重大な不適合が認められた時の証書の取扱い

重大な不適合が発生した場合、直ちに是正、又は格下げ出来なければ、証書は失効することになります。重大な不適合を格下げ(Downgrade)した後に残った不適合(以下「DNC」と表記します)については、その是正実施を確認する臨時審査(DNC 関連臨時審査)を 3 ヶ月以内に会社現地又は本船上で受け、これに合格しなければ証書は失効します。(6.2『重大な不適合の是正方法について』を参照下さい)

2.3.2 審査において不適合が認められた時の証書の取扱い 重大な不適合以外の「不適合」が発生した場合、是正計画書を 2 週間以内に提出すること、及び 3 ヶ月以内に是正報告並びに再審査申込を行うことを条件に、証書の発行又は裏書を行います。 この期限内に、是正計画書の提出及び再審査申込が行われなかった場合、証書は失効します。 (6.3『その他の不適合の是正方法について』を参照下さい) ただし、「仮適合認定書」及び「仮船舶安全管理認定書」発行のための審査では、「不適合」 がある場合、証書は発行されません。

2.3.3 証書の有効期限の延長 船舶安全管理認定書の有効期限が満了する日にその船舶が審査を受ける予定の港にいない場 合、当該船舶がその港までの航行することを認めることだけを目的として認定書の有効期間を 延長することがあります。ただし、この延長は、そうすることが合理的でかつ適正である認められた場合に限られます。この場合、延長期間は、国際航海に従事する船舶では 3 ヶ月以内、 その他の船舶では 1 ヶ月とし、船舶が審査を受ける予定の港到着した後は、この延長により当 該船舶が新船舶安全管理認定書を所持しないでその港を離れることは認められません。

なお、更新審査が終了した場合、新たに発行される船舶安全管理認定書の有効期間は、延長が認められる前の旧船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとなります。

2.3.4　証書の書替えと再発行
証書の記載事項に変更（社名、住所、船名など）が生じた場合、会社からの申込みにより、当該証書の書替えを行ないます。証書を紛失または汚損した場合も、速やかに再発行の申込をして下さい。

2.3.5　証書の返却
次の場合、証書を本会へ返却して下さい。

(1) 証書が更新・書替え等により新しく発行された場合
(2) 証書が失効した場合
(3) 売船・廃船等により管理を止めた場合

2.3.6 「適合認定書」及び「仮適合認定書」の失効
次に該当する場合、失効します。

(1) 会社が定期的審査を期限内に受けないとき。
(2) 未解決の重大な不適合の証拠がある場合。
(3) 不適合の是正処置が、合意した期限内に完了しない場合。
(4) 会社が ISM コードの改訂を採り入れない場合。
(5) 船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼす恐れのある SMS の変更を行う場合。
(6) 審査の手数料及び経費が支払われないとき。

(注)「適合認定書」及び「仮適合認定書」に関連する船舶の全ての「船舶安全管理認定書」及び「仮船舶安全管理認定書」が失効した場合、「適合認定書」及び「仮適合認定書」に関連する管理船舶が全て無くなった場合、或いは「適合認定書」に関連する管理船舶が 1 年以上、1 隻も「船舶安全管理認定書」又は「仮船舶安全管理認定書」を取得しなかった場合、当該「適合認定書」及び「仮適合認定書」は失効します。

2.3.7　「船舶安全管理認定書」及び「仮船舶安全管理認定書」の失効 次のいずれかに該当する場合、失効します。

(1) 中間審査を定められた期限内に受けない場合。
(2) 未解決の重大な不適合の証拠がある場合。
(3) 不適合の是正処置が、合意した期限内に完了しない場合。
(4) 会社が ISM コードの改訂を採り入れない場合。
(5) 「適合認定書」が無効となった場合。
(6) 本船を運航するために必要な証書を有していない場合。
(7) NK 船級を維持しない場合。
(8) 審査の手数料及び経費が支払われない場合。

(注)「適合認定書」及び「仮適合認定書」が失効した場合、関連する全ての「船舶安全管理認定書」及び「仮船舶安全管理認定書」は失効します。

3.　審査

3.1　審査の基準日
「審査基準日」とは、「適合認定書」及び「船舶安全管理認定書」の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいいます。更新審査が有効期間の満了する日の 3 ヶ月前から有効期間の満了する日までの間におこなわれた場合、この基準日は変更ありません。

（例）「適合認定書」の発行日が 2002 年 10 月 10 日の場合

審査基準日：　10 月 9 日
会社の年次審査の指定期間：　7 月 9 日から 1 月 9 日（基準日の前後 3 ヶ月以内）

（例）「船舶安全管理認定書」の発行日が 2002 年 10 月 10 日の場合

審査基準日：　10 月 9 日
船舶の中間審査の指定期間：2004 年 10 月 9 日から 2005 年 10 月 9 日

3.2　審査の種類と実施時期

3.2.1 会社の初回審査
会社に対し初めて「適合認定書」を発行する場合、また は新設会社に係わる「仮適合認定書」を「適合認定書」 に切り替える場合に行う審査であって、原則として文書 審査と、審査員立会いによる会社審査の両方が行われます。
(注)船種追加の際発行された「仮適合認定書」を「適合認定書」に切り替える場合は、会社の初回審査相当の臨時審 査が当該船種の範囲について行われますが、原則として 立会いによる審査を実施します。

3.2.2　会社の更新審査 更新審査は、「適合認定書」の有効期間満了日までに完了しなければなりません。

3.2.3　会社の年次審査
年次審査は、毎年行われる審査であって基準日の前後 3 ヶ月以内に行われなければなりません。

3.2.4　会社の臨時審査
臨時審査は、定期的審査の時期以外の時期に行われる審査で、2.3.1 の「DNC 関連臨時審査」の他、 次のような場合に会社の申込により行なわれます。

(1) 会社の SMS が大幅に変更された場合、または会社組織の大幅な変更があった場合。
(2) 会社または船舶の SMS に関する不適合の性質から考えて、本会が臨時審査を要求する場合。
(3) 船種追加に係る「仮適合認定書」を「適合認定書」に切替える場合。
(4) 無効になった適合認定書の効力を回復する場合。
(5) 会社の名称・住所が変更される場合。(4.5 参照)

3.2.5　「仮適合認定書」発行のための会社審査 次の場合、「仮適合認定書」発行のための審査が行われます。

(1) 会社が ISM コードに基づく SMS を新規に運用する場合。
(2) 会社が新しく設立された場合。
(3) 会社の適合認定書に記載のない船種に会社の SMS を適用しようとする場合。

3.2.6　船舶の初回審査
次の場合に初回審査が行われます。

(1) 船舶に初めて「船舶安全管理認定書」を発行する場合。
(2) 「仮船舶安全管理認定書」を「船舶安全管理認定書」に 切り替える場合。

3.2.7　船舶の更新審査 更新審査は、「船舶安全管理認定書」の有効期間満了日までに完 了しなければなりません。

3.2.8　船舶の中間審査
5 年間有効の「船舶安全管理認定書」を所持する船舶の中間審査は、初回審査または更新審査後の 2 回目の審査基準日と 3 回目の審査基準日の間に行われなければなりません。また、必要と認める場合、この中間審査の回数は増加することがあります。

3.2.9　船舶の臨時審査

臨時審査は、定期的審査の時期以外の時期に行われる審査で、2.3.1 の「DNC 関連臨時審査」の他、次のような場合に会社の申込により行われます。

(1) 船舶の SMS が大幅に変更された場合。
(2) 会社または船舶の SMS に関する不適合の性質から考えて、本会が臨時審査を要求する場合。
(3) その他、船名等が変更になった場合。
(4) 船舶安全管理認定書が無効になった船舶の場合。

3.2.10 「仮船舶安全管理認定書」発行のための審査

「仮船舶管理認定書」は、必ず取得しなければならないものではありません。次のような場合に、会社の申込により審査が行われます。

(1) 新しく建造された船舶に SMS を適用するとき。
(2) 管理会社が変更された船舶に SMS を適用するとき。
(3) 船種が変更された船舶に SMS を適用するとき。

3.3　審査の申込み

(1) 本会は、本会船級船及びその管理会社についての審査申込を受け付けます。
(2) JG 船及び NK 船の両方を管理する会社の審査の場合、原則として認定書取得予定船が多い方に申込んで下さい。例えば JG 船が多数であれば運輸局等に申請して下さい。
(3) NK から適合認定書の発行を受けた会社で、NK 船の数が減り、極端な例として、NK 船がなくなった場合でも、次回の更新審査までの年次審査は、NK に審査申込をして 頂けます。ただし、適合認定書発給を JG に切替えることを会社が希望する場合には、管轄の運輸局等に相談して、JG に切替えることが可能です。

3.3.1　審査申込書の書式と提出先

審査の申込みにあっては、本会ホームページのウエブサービスポータルからオンライン検査・審査申込みサービス(e-Application)や、本会ホームページに掲載の書式（下記）を用いて電子メール等でお申込み下さい。詳しくはホームページ (e-Application)をご覧下さい。

(1) 会社審査の申込みの場合
「安全管理システムに関わる会社審査申込書」(APPLI-C-J)
(2) 船舶審査の申込みの場合
「任意 ISM 船舶審査申込書」(APPLI-S-J)

3.3.2　会社審査申込書に添付する書類

(1) 会社の初回審査
会社審査申込書(APPLI-C-J)に次の文書を添えて、会社所在地を管轄する NK 支部に提出して下さい。
-1 安全管理マニュアル
-2 SMS に関連する手順書（含む書式・チェックリスト）
-3 SMS を適用する船種毎の船舶のリスト
-4 会社概要及び事業概要
(注)「仮適合認定書」を取得済で、その発行の際に上記文書を提出済みの場合は、 提出する必要ありません。
(2) 「仮適合認定書」発行のための審査
会社審査申込書に次の文書を添えて、NK 支部に提出して下さい。
-1 新設会社の場合
上記(1)項の書類に加え、下記事項を記載した「SMS 実施計画書」を提出して下さい。
1） 安全管理マニュアル・手順書の会社及び船舶への配布日
2） 安全管理システムの運用開始日（会社及び船舶）

3） 会社による内部監査の実施予定日（会社及び船舶）
4） 本会による初回審査の受審予定日（会社及び船舶）

-2「適合認定書」を取得済の会社が、船種を追加する場合

1） 安全管理マニュアルの変更部分
2) 新たに SMS を適用しようとする船種に関わる「貨物取扱い手順書」及びその他の手順書の追加・変更部分。
3） 「仮適合認定書」有効期間内の SMS 実施計画：内容は前項参照。

(3) 会社の年次審査・更新審査

会社は、審査申込書を NK 支部に提出して下さい。本会発行の適合認定書の下で、本会以外発行の SMC により運航している船舶の、船名、船種、IMO 番号、船級及び SMC 発行者を記載したリストを添付して下さい。前回の審査以降に安全管理マニュアルに変更があった場合、変更部分を添付して下さい。

(4) 会社の臨時審査

審査申込書に理由を記載して、NK 支部に提出して下さい。

(5) 会社の臨時審査（安全管理マニュアルが変更された場合）

1. 安全管理マニュアルが全面的に書換えられた場合、または会社の組織が大幅に 変更された場合等々、SMS が大幅に変更された場合には、会社審査申込書に、 安全管理マニュアルの変更部分及び SMS に関連する手順書（含む書式・ チェックリスト）の変更部分を添付して、会社所在地の最寄りの NK 支部 に、安全管理マニュアル変更の臨時審査を申込んで下さい。なお、文書審査の 結果、必要と判断する場合は、会社を訪問して臨時審査を行うことがありますので、あらかじめご承知おき下さい。
2. 例えば、SMS の変更ではなく、社長の交代、表現の変更、字句の修正等、SMS の大幅な変更ではない場合、安全管理マニュアル（手順書は含みません）の変 更部分を会社所在地の最寄りの NK 支部にお送り下さい。SMS の大幅な 変更でない事を確認したうえで、NK 本部及び NK 支部で保管中のものを差し替 えます。

3.3.3 船舶審査申込書に添付する書類

(1) 船舶の初回審査、中間審査及び更新審査

任意 ISM 船舶審査申込書(APPLI-S-J)に、「適合認定書」の写しと「船舶検査証書」及び「国籍証書」(又は船舶所有者の住所の判るもの)の写しを添えて、審査を受けようとする港を管轄する NK 支部に提出して下さい。

(注) 「適合認定書」が日本国政府発行のものであっても、船舶が NK 船級船であれば申込むことができますが、適合認定書の写しを添付して下さい。

(2) 「仮船舶安全管理認定書」発行のための審査

任意 ISM 船舶審査申込書(APPLI-S-J)に、「適合認定書」または「仮適合認定書」の写しと「船舶検査証書」及び「国籍証書」(又は船舶所有者の住所の判るもの)の写しを添えて、審査を受けようとする港を管轄する NK 支部に提出して下さい。

(3) 船舶の臨時審査

任意 ISM 船舶審査申込書(APPLI-S-J)に、「適合認定書」の写しと「船舶検査証書」及び「国籍証書」(又は船舶所有者の住所の判るもの)の写しを添えて、臨時審査の理由とともに審査を受け ようとする港を管轄する NK 支部に提出して下さい。

4. 会社の審査

4.1 会社の初回審査

会社の初回審査の場合には、実地審査に先立ち、NK 本部において文書審査を行い、安全管理マニュアル等の文書が適正である事を確認します。その後に、会社の所在地を管轄する NK 支部（以下、「担当支部」という）の審査員が会社の実地審査を行います。

4.1.1 文書審査

提出された安全管理マニュアル及び SMS 関連手順書(含む書式・チェックリスト)が、ISM コードの要件に適合しているか、どうかを確認します。文書審査の結果は、書面「文書審査の(中間)結果のお知らせ」で会社にご連絡します。文書に不適切な部分がある場合は、是正を要する点や疑問点等をこの書面でお知らせします。会社からの回答を確認し、問題が解決すれば、会社並びに担当支部に連絡します。なお、この文書審査が終了しないと、会社の実地審査が実施できませんので、ご注意下さい。また、書面または電話連絡で問題が解決しない場合は、NK 本部においで頂くか、本部の審査員が会社を訪問して打合わせることも考えますので、ご相談下さい。

4.1.2　会社審査（実地審査）

(1) 会社審査迄に、会社の各組識及び SMS が適用される船舶(船種毎に少なくとも 1 隻)において 3 ヶ月以上運用され、各組識及び各船舶の内部監査が、終了している必要があります。

(2) 担当支部の審査員が会社を訪問し『2 人・日』(2 人の審査員× 1 日又は 1 人の審査 員×2 日)を掛けて、予めお送りした"審査予定表"に沿って、管理責任者を含む SMS に関連する各部門の方々と、会議・面談を行います。なお、最初と最後の会議には、 必ず経営責任者のご出席をお願いします。

(3) 会議・面談を通じて、以下の事項を確認させて頂きます。

1. 会社の各組識及び SMS が適用される船舶（船種毎に少なくとも 1 隻）について、 3 ヶ月以上運用されていることを、管理記録及び内部監査資料を基に確認します。
2. 船種毎に少なくとも 1 隻について、証書類及び船級検査記録書を確認します。
3. SMS に関わる業務が、会社の SMS、ISM コード及び国内法に従って、適正に行 われていることを、インタビュー及び管理記録に基づいて確認します。
4. 管理責任者及び各部門の責任者が、会社の SMS を充分理解し、実施しているかを、面談を通じて確認させて頂きます。

4.2　「仮適合認定書」発行のための審査

(1) 新会社の場合

NK から「適合認定書」を取得していない「新会社」が、SMS を構築し、新規に運用を始める場合で、3 ヶ月の運用実績がない場合の、仮適合認定書発行のための審査は以下によって行います。

1. 担当支部の審査員が会社を訪問し、実状調査をさせて頂くと同時に、3.3.2(2)-1 に記載の「SMS の実施計画書」を確認させて頂きます。
2. NK 本部で、初回審査に準じた文書審査を行います。(4.1.1 参照)
3. 文書審査終了後、担当支部から仮適合認定書を発行します。

(2) 船種追加の場合

本会発行の「適合認定書」を持つ会社が、新たな船種に SMS 運用を始める「船種追加」の仮適合認定書発行のための審査は以下によって行います。

1.安全管理マニュアル・手順書の変更部分と、追加する船種に係わる貨物取扱、 緊急事態対応策及び保守に関する手順書と、その船種に関する「SMS の実施計画 書」を、担当支部で確認します。
2. この確認後、担当支部から追加する船種だけを記載した仮適合認定書を発行します。

4.3　会社の年次審査

(1) 会社の年次審査は、適合認定書の審査基準日(3.1 参照)の前後 3 ヶ月以内に行います。

(2) 担当支部の審査員が会社を訪問し、通常『2 人・日』(2 人の審査員× 1 日又は 1 人の審査員×2 日)を掛けて行いますが、前回会社審査以降、不適合並びに海難事故等 の

無い会社で、SMS の運用に従事又は責任を有する陸上要員が 20 人以下の会社の場合、『1 人・日』(1 人の審査員×1 日)に減ずることがあります。

(3) 前述の「4.1.2 初回審査」と同じ方法で、全分野で SMS が効果的に運用されていることを検証します。

(4) 担会社審査及び船舶審査(注①)で、本会審査員が指摘してから 3 ヶ月以上経過した「DNC」、「不適合」について検証します。会社が、「調査・解析」、「再発防止のため の原因除去」及び「SMS の改善」を SMS に従って確実に行っていることを確認します。 なお、この検証には 6.2 に記載の臨時審査によって是正実施を確認した「DNC」及び 6.3 によって「是正終了」した「不適合」の再検証を含みます。

注：JG 発行の適合認定書を持つ会社の船舶については、次回の船舶審査で検証します。

4.4 会社の更新審査

(1) 会社の更新審査は、適合認定書の有効期限満了日までに行います。

(2) 担当支部の審査員が会社を訪問し『2 人・日』(2 人の審査員× 1 日又は 1 人の審査員× 2 日)を掛けて行います。

(3) 前述の「4.1.2 会社初回審査（実地審査）」と同じ方法で、全分野で SMS が効果的に運用されていることを検証します。

(4) 前「4.3 会社の年次審査」の(4)項に記載の検証を、年次審査と同じ方法で行います。 ただし、更新審査では、原則として、過去 5 年分について再検証します。

4.5 会社の名称・住所が変更される場合

(1) NK が適合認定書又は仮適合認定書を発行している会社の場合は、最寄りの NK 支部に お申込み下さい。担当審査員がお伺いし、変更内容を確認する臨時審査又は年次審査 或いは更新審査を実施して、適合認定書又は仮適合認定書、及び船舶安全管理認定書/ 仮船舶安全管理認定書を発行します。

(2) JG が適合認定書又は仮適合認定書を発行している会社の場合には、JG 発行の新適合認定書又は仮適合認定書の写しを添付して、NK 本部にお申込み下さい。この場合には、 船舶安全管理認定書/仮船舶安全管理認定書の書換え発行を希望する船舶のリストを 添付して下さい。NK 本部で新船舶安全管理認定書/仮船舶安全管理認定書を発行して、 会社にお送りします。

4.6 会社の臨時審査

臨時審査の理由に係る部分が ISM コードに適合しているかどうか審査します。

5. 船舶の審査

5.1 船舶の初回審査・中間審査・更新審査

(1) 初回審査の場合、会社の SMS が本船において少なくとも 3 ヶ月以上運用され、会社による本船の内部監査が、実施されていなければなりません。

(2) NK 支部の審査員が訪船し、予めお送りした“審査予定表”に沿って、通常 1 日（約 8時間）を掛けて、船長他の上級士官並びに会社の指名した立会者*1 との会議・面談、 及び船内ツアーを行ないます。 なお、審査開始に先立って、本船に備え置かれた適合認定書の写しの有効性を確認 させて頂きます。本船上に有効な適合認定書の写しがない場合には、審査を実施で きませんのでご注意下さい。

*1：立会者は、会社の SMS に精通した陸員または本船乗組員（含む船長）を指名して下さい。

(3) 会議・面談を通じて、以下の事項を確認させて頂きます。

1. 最新の安全管理マニュアル・手順書が適切に備えられていること。
2. 各証書、船級証書、検査記録書等が備え置かれていること。

3. SMS に関わる業務が、会社の SMS、ISM コード、国内法に従って、適正に行われていることを、インタビュー及び管理記録に基づいて確認します。
4. 本船の内部監査が適切に実施され、その結果が関係者に周知されていることを確認します。
5. 船長及び上級職員が、会社の SMS を良く理解し、実施していることを確認します。
なお、船内ツアーでは、部員の方々にもインタビューを行います。

注：JG 発行の適合認定書を持つ会社の船舶の場合には、前回の船舶審査で指摘した「DNC」及び「不適合」について、4.3 (4)を準用した再検証を行います。

5.2 「仮船舶安全管理認定書」発行のための審査

次の事項を訪船して審査します。不適合が見出された場合、証書を発行できませんのでご注意下さい。

(1) 適切で有効な「適合認定書」または「仮適合認定書」の写しと各証書、船級証書、検査記録書等が本船に保管されていること。
(2) 最新で有効なマニュアル、手順書等が適切に本船に備え置かれていること。
(3) 船長並びに上級職員が会社の SMS 及び SMS の実施計画に精通していること。
(4) コード 6.3 にいう、「重要な指示文書」が出港に先立って与えられていること。
(5) 3 ヶ月以内に、本船の内部監査を会社が実施する計画があること。
(6) SMS に関連する情報が、全ての乗組員に与えられていること。

5.3 船舶の臨時審査

臨時審査の理由に係る部分が ISM コードに適合しているかどうか審査します。

5.4 審査時間が十分に取れなかった場合の取扱い 船舶審査において、本船の停泊時間の変更等により審査時間が十分に取れなかった場合、次のいずれかの方法を採ることができます。

(1) 審査を中断し担当支部審査員が訪船可能な次の港で、同一審査員が残りの審査を行う。
(2) 審査を臨時審査に切替え、別の NK 支部の審査員が残りの審査を行い完結する。
止むを得ず(2)項を選択される場合、寄港地を管轄する支部に審査の申込書を提出し、その申込書の写しを最初の審査（臨時審査）を実施した NK 支部または事務所にも送付して下さい。

6. 不適合の指摘と是正処置 (会社審査・船舶審査共通)

6.1 不適合の指摘と是正処置について

SMS がある要件を満足していないことを客観的証拠が示している場合、「不適合」(NC) として指摘されます。審査員は NC を客観的証拠とともに審査記録書に記載し、船長/管 理責任者に説明します。

乗員又は船舶の安全に対する重大な脅威、或いは環境に対する重大な危険を引起こすものであって、直ちに是正を必要とする状況(ISM コード要件が効果的、系統的に実行されていない状況を含む)が認められた場合、その他の NC と区別し、「重大な不適合」(MNC) として指摘されます。

NC が指摘された場合、SMS の継続的改善の機会ととらえてください。SMS に存在する NC の発見と適切な是正処置の実施は、同様の不適合の再発防止はもとより、次のような問題の防止に寄与します。

(1) 潜在するあるいは未解決の NC に起因する事故の発生
(2) PSC 検査における船舶拘留

是正処置は、次の要素から成ります。

(1) 不適合の根拠である欠陥のそのものの処置（以下、「修正」という。）
例：衰耗破孔した通風筒ダンパーの修理

(2) 類似の欠陥の有無の調査・処置
(3) 根本原因の究明
(4) 再発防止のための是正処置
　－ 確認された根本原因の除去
　－ 特に MNC の場合は、SMS の見直し及び内部監査の実施を考慮

根本原因の究明には、「なぜ」を繰り返す方法があります。

例：上記の通風筒ダンパーの破孔の場合、

(1) なぜ、破孔した状態で放置されていたか？ 欠陥が発見されなかったから。
(2) なぜ、欠陥が発見されなかったか？ 乗組員による検査が行われなかったから。
(3) なぜ、検査が行われなかったか？ ダンパーの点検が必要であることを乗組員が知らなかったから。
(4) なぜ、知らなかったか？
　1. 保守計画書に含まれていなかったから。
　　(保守計画の見直し・改正が必要)
　2. 乗組員の訓練が不十分だったから。
　　(乗組員の再訓練が必要。さらに質問を続ければ、訓練計画の見直し・改正が必要となるかもしれない。)

6.2 重大な不適合(MNC)への対応について

MNC が指摘された場合、その根拠となった欠陥の修正処置（損傷した設備の修理など）を直ちに取っていただく必要があります。審査員が適当と認める処置が取られた場合、MNC は NC に格下げされます。

この場合、審査員は、発見された MNC の内容と、どの様な方法で格下げされたか、格下げ後にどの様な DNC が残ったかを、一件毎に審査記録書に記載し、会社の代表者(又は船長)へお渡しいたします。

その際、DNC/NC に対する是正計画書(CAP)を提出する為の専用プラットフォーム(CAP プラットフォーム)の URL、Login ID 及び Password も共に通知されます。

審査終了日から 3 ヶ月以内の日を完了予定日とする DNC に対する是正計画を策定し、審査日から 2 週間以内に管理責任者から審査員に CAP プラットフォームを通じて是正計画書(CAP)を提出するように求めます。審査員は、提出された CAP が合意できるものか検討し、必要に応じて修正を求めます。DNC の根本原因の調査が含まれており、再発防止のための是正処置が策定され、実施されるよう計画されていることを確認します。合意できるものと判断した場合、会社にその旨の通知が Email で行われます。合意された CAP は NK-SHIPS よりご確認いただけます。

この場合、効果的な是正処置の実施を確認するための臨時審査 (“Additional Audit for DNC”)を 3 ヶ月以内に実施することが要求されます。

この DNC 関連臨時審査は、会社審査の場合は担当支部に、船舶の場合は審査を受ける港の最寄りの NK 支部に申込んで下さい。DNC 関連臨時審査を行って 3 ヶ月以内に全ての DNC が解消されなければ、本会は 発行済み証書の取消処理を行います。

6.3 不適合(NC)への対応について

(1) NC が発見された場合、審査員はその NC を審査記録書に記載し、会社の代表者(又は船長)へお渡しいたします。

その際、NC に対する是正計画書(CAP)を提出する為の専用プラットフォーム(CAP プラットフォーム)の URL、Login ID 及び Password も共に通知されます。

審査終了日から 3 ヶ月以内の日を完了予定日とする NC に対する是正計画を策定し、審査日から 2 週間以内に管理責任者から審査員に CAP プラットフォームを通じて是正計画書

(CAP)を提出するように求めます。審査員は、提出された CAP が合意できるものか検討し、必要に応じて修正を求めます。NC の根本原因の調査が含まれており、再発防止のための是正処置が策定され、実施されるよう計画されていることを確認します。合意できるものと判断した場合、会社にその旨の通知が Email で行われます。合意された CAP は NK-SHIPS よりご確認いただけます。
期限内に提出して頂けない場合は、ISM 登録の取消し及び証書の失効に到りますのでご注意願います。なお、船舶審査 の場合は、管理責任者経由で提出して下さい。
また、効果的な是正処置の実施を確認するための再審査(“Follow-up Audit”)を 3 ヶ月以内に実施することが要求されます。
会社の是正処置が完了後、審査日から 3 ヶ月以内に審査を実施した審査支部へ、同計画書記載の是正処置を行った旨の内容と共に再審査のための審査申請書提出ください。担当審査員が内容を検証した上で、再審査の記録書を、当該支部・事務所 から会社にお送りします。

6.4 是正計画書(CAP)の作成要領

(2) 是正計画書(CAP)は、下記の構成となっています。DNC/NC 一件毎に各項目について、それぞれご記入下さい。

(a) Investigation of DNC/NC
DNC/NC の客観的証拠の現状調査

(b) Identification of Root Cause of DNC/NC
根本的な原因の特定

(c) Tentative measures for DNC/NC
設備、機器不具合、乗組員の習熟不足等の客観的証拠に対する当座の処置

(d) Preventive measure for recurrence of DNC/NC
上記(b) の調査に基づき、SMS システムに変更を加える必要があるか検討し、必要に応じて変更する

(e) Verification of effectiveness of preventive measures
上記(d) で策定した再発防止措置が有効かどうか検証する方法

(3) CAP 記載例

(a) Investigation of DNC/NC
-乗組員が～の手順に精通していなかった
-文書管理が不十分であった

(b) Identification of Root Cause of DNC/NC
-乗組員のスキルや知識に頼り、具体的な手順や指示書が SMS に定められていなかった
-～に対する手順・指示書がない、不明確、不十分

(c) Tentative measures for DNC/NC
-故障していた設備・機器を修理した
-陸上職員が本船上に赴き乗組員に教育を行った

(d) Preventive measure for recurrence of DNC/NC
-手順書・チェックリストの改訂

(e) Verification of effectiveness of preventive measures
-陸上職員による追加の内部監査を dd mm yy までに行う
-船からの XX に関する写真・レポートを dd mm yy までに確認する